

いじめ防止基本方針

平成 30 年(2018 年)4 月

<いじめの定義>

「いじめ」とは、「いじめ防止対策推進法」において、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」となっている。

<箕面市いじめ防止基本方針>

いじめは、人として決して許されない行為であり、その撲滅に向けてあらゆる努力をしなければならない。また、いじめはどの子どもにも、起こり得ることから、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むものである。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践を続けていくことが求められる。

箕面市立第一中学校

I いじめ問題についての基本認識

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

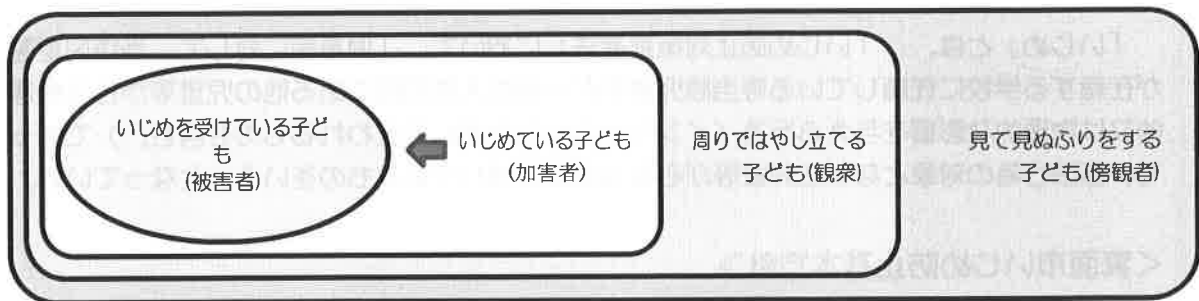
○いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧をいじめ問題に対する基本的な認識とし取り組むものとする。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめの特徴

○いじめの四層構造

いじめは、単にいじめを受けている子どもといじめている子どもとの関係だけでとらえることはできません。いじめは「四層構造」になっている。



観衆や傍観者の立場にいる子どもも、結果としていじめを助長していることになる。いじめられている子どもといじめている子どもとの関係は、立場が逆転する場合もある。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切になる。

○いじめられている子どもの気持ち

- ・自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、（告げ口したとして）さらにいじめられるのではないかな等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くなる。
- ・屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- ・「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- ・ストレスや欲求不満の解消をほかの子どもに向けることがある。

○いじめている子どもの気持ち

- ・いじめの深刻さを認識しないで、からかひやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- ・自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがある。
- ・いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがある。

○いじめの原因

- ・学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、子どものストレスのはけ口の手段としていじめが発生する。
- ・相手の人権の配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生する。

II いじめの未然防止のために

1 いじめを許さない学校・学級づくり

教師の人権意識

いじめを許さない子どもを育てる教育活動

いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的取組

教育相談体制の充実

未然防止の取組の重要性—いじめを許さない子どもを育てる—

- ・学校生活の中では、子ども同士のトラブルは、ある意味、日常的なものと言える。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことないように、未然防止を図ることが重要である。
- ・「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方に転換する。すべての生徒を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが重要である。
- ・いじめが起きにくくするために力を尽くすという考え方で、被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策も考える。

2 いじめの未然防止に向けての手だて

○ 学級経営を充実させる

- ・子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- ・子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。←「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導をする。
- ・学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う（特に年度始め）。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底する。
- ・児童生徒の実態を生徒相談アンケートやステップアップ調査（i-check）や欠席・遅刻・早退の日数等を活用して把握する。
- ・担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見直しをもってすすめる。

【参考：「担任として学級経営を見直すチェックリスト」（P4）・「学校における教師の人権感覚チェックリスト（P15）」】

▲担任と子どもたちが、いわゆる「なれあい」になっている学級は、いじめが発生しやすい傾向があるとの研究結果もあります。

○ 授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。

○ 道徳

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。
- ・思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

○ 学級活動

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合う。
- ・発達段階に応じて、いじめの心理について学習する。
- ・構成的グループ・エンカウンターやソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し、学習する。

○ 学校行事

- ・達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

○ 生徒会活動

- ・子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、生徒会活動をすすめる。
（実践例） ・生徒会による「いじめ防止」アピールやキャンペーンの取組

担任として学級経営を見直すチェックリスト

直接いじめの加害者・被害者になっていない子どもたちでも、いじめが起きやすい雰囲気のある学級集団の中にいると心が乱れてきます。反対に、学級の環境を整備することで、子どもたちの心が豊かになり、温かい人間関係を築くことが可能になります。ここでは、学級担任として、日々の学級経営を見直す際のチェックポイントを示します。

【教師の言動】

- 子どもの言い分に耳を傾けている。
- 子どものよさを見つけようとしている。
- 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。
- えこひいきや差別をせずに子どもに接している。
- やたらと競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押しつけたりすることがない。
- 個人のプライバシーを守っている。
- 一日に一回は会話をするなど、どの子どもともかかわり合いをもっている。
- 教師自身が児童生徒を傷つけたり、いじめを助長するような言動をしない。

【授業時間・学級活動】

- わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- どの子どもの発言にも、全員が耳を傾けている。
- 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができています。
- 朝の会、帰りの会が内容豊かで、生き生きと運営されている。
- リーダーに協力する支援体制ができています。
- 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

【日々の生活】

- 誤りを認め、許し合えるムードがある。
- 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- 給食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。

【教員同士の連携・保護者との連携】

- 学年会や他の会議で、子どもの様子を情報交換できる場が確保されている。
- 日頃から職員室に、子どもや学級の様子を気楽に話題にできるムードがある。
- 学年だよりや学級だよりなどで、学年・学級の取組の様子が保護者に理解されている。
- 日頃から、個々の子ども様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。
- いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。

※子どもたちは、学校のすべての場で学んでいます。学校全体の方針のもと、学年等で情報交換を密にし、教職員同士が互いに高まり合いながら学級経営を見直していく必要があります。

また、学級をチェックする時期やチェックしたことの生かし方を考える等、見直しを持つことも大切です。

Ⅲ いじめの早期発見について

1 いじめを発見する手だて

○教師と子どもとの交流をとおした発見

- ・生徒相談週間だけでなく、休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。
- ・学年始めや長期休暇明けなど、子どもの人間関係に変化が訪れる時期や、学年末でクラス替えなどに不安を感じる頃注意深く子どもの様子を把握する。

○複数の教員の目による発見

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くする。
- ・教室から職員室へ戻る経路を変える、子どものトイレを利用したりするなど、意外な場面で子どもの様子を観察する。
- ・養護教諭や学校図書館司書等の観察をもとに、保健室や図書室での様子も把握する。
- ・休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を行う。

○アンケート調査

- ・生活相談週間での生活アンケート、ステップアップ調査のi-checkやいじめアンケート等の調査に取り組む。
- ・アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、分析にはスクールカウンセラーや外部の専門的な立場からの助言を得るようにする。

【参考：「いじめ発見のチェックポイント」（学校用：P12）（進学・進級期用：P13）】

○教育相談をとおした把握

- ・学校全体として1学期ごとに1週間程度の生活相談週間を設け、担任が子ども一人ひとりの話を聞けるようにする。
- ・子どもが希望をする時には面談ができる体制を整える。
- ・相談の内容についてスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

○生徒会が主体となった取組

- ・生徒会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような自発的、自治的な活動に取り組めるよう支援する。

2 学級内の人間関係を客観的にとらえる

○学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもみられる。担任の思い込みを避けるために、教師間の情報交換や各種調査による点検も重要視する。

3 いじめを訴えることの意義と手段の周知

○いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。

○学校へのいじめの訴えや相談方法を生徒・家庭・地域に周知する。

学校だよりやポスター等を通して

- ・担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知する。
- ・スクールカウンセラーへの相談の申し込み方法を周知する。
- ・生徒指導担当や養護教諭等相談を専門的に学んだ職員がいることを周知する。

○関係機関（教育センターや指導センター、警察やサポートセンター等の機関）へのいじめの訴えや相談方法を生徒・家庭・地域に周知する。

- ・関係機関の連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知する。
- ・相談機関は秘密を厳守して、意向に添った対応をしてくれることを周知する。

○匿名による訴えへの対応

- ・匿名で訴えたい気持ちに理解を示すとともに、早期に確実にいじめを解決するためには氏名等の情報を得る必要があることを伝える。

4 保護者や地域からの情報提供

○日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。

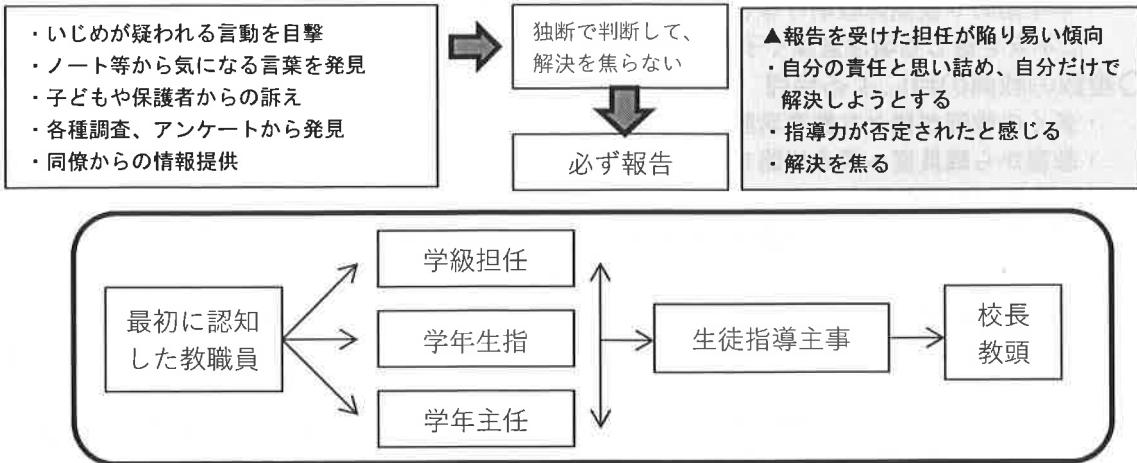
○保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。

【参考：「いじめ発見のチェックポイント」（家庭用）（P14）】

IV いじめの発見から解決まで

1 発見から指導、組織的対応の展開

1. いじめの情報(気になる情報)のキャッチ



2. 対応チームの編成

校長（教頭）、生徒指導主事（主任）、学年主任、担任、当該学年教員、養護教諭、
スクールカウンセラー、部活動顧問等
*事案に応じて、柔軟に編成する。

3. 対応方針の決定・役割分担

(1) 情報の整理

- ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴
- ・「いつ、どこで、誰が、何を、どのように等」情報を明確にしていく。

(2) 対応方針

- ・緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

(3) 役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援担当・加害者からの事情聴取と指導担当
- ・周囲の児童生徒と全体への指導担当・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

4. 事実の究明と支援・指導

(1) 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

<事情聴取の際の留意事項>

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 聴取を終えた後は、当該児童生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

<事情聴取の段階ではないこと>

- ▲いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

5. いじめの被害者・加害者・周囲の生徒への指導

(1) 被害者（いじめられた子ども）への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の子どもの今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教えておく。
- ▲「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

- 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

(2) 加害者（いじめた子ども）への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

(3) 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

(4) いじめの解消について

いじめが解消したと考えるには2つの要件を満たされている必要がある。

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当の期間とは3ヶ月を目安とする。
- ②いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

2 保護者との連携

(1) いじめられている子どもの保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・ 学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・ いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

* 保護者の不信をかう対応

- ▲保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。
→事実を調べ、いじめがあれば子どもを必ず守る旨を伝える。
- ▲「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- ▲電話で簡単に対応する。

(2) いじめている子どもの保護者との連携

- ・ 事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- ・ 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・ 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・ 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・ 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

* 保護者の不信をかう対応

- ▲保護者を非難する。
- ▲これまでの子育てについて批判する。

(3) 保護者との日常的な連携

- ・ 年度当初から、通信や懇談会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

3 関係機関との連携

- ・教育委員会、警察、子ども家庭センター、医療機関等の連携が不可欠である。
- ・日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携プレーを容易にする。

連携を必要とする状況	関係機関
<ul style="list-style-type: none">・ いじめの発見状況を報告する・ 対応方針について相談したい	教育委員会学校教育課
<ul style="list-style-type: none">・ 指導方針や解決方法について相談したい・ 子どもや保護者への対応方法を相談したい。	教育委員会学校教育課 青少年指導センター
<ul style="list-style-type: none">・ いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している	警察
<ul style="list-style-type: none">・ いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている	医療機関
<ul style="list-style-type: none">・ いじめられた子ども、いじめた子どもの心のケアが必要である	子ども家庭センター 教育センター

V ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめへの対応に関する基本理念

- インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。
- 子どものパソコンや携帯情報端末等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。
- 「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

2 ネット上のいじめについて

- パソコンや携帯情報端末を利用して、特定の子どもが悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

＜特殊性による危険＞

- ◆匿名性により、加害者を特定しにくいという傾向がある。
- ◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。
- ◆時間。場所を選ばず、いつでも、どこでも情報が配信されるため、被害を回避しにくい。

3 未然防止

- 教科の時間や総合の時間を利用して情報モラルの指導を行う。
- 管理者である保護者にも保護者会等を利用して、ネットの危険性を理解してもらう。
- 家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

①情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

- 掲示板等を含めインターネットを利用する際には利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることが、インターネットのリスクを回避することにつながる。
- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、トラブルを招き、被害者の自殺や、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- 掲示板等で誹謗・中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談するように伝えること。

②保護者会等で伝えたいこと

＜管理者としての観点から＞

- 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。

＜未然防止の観点から＞

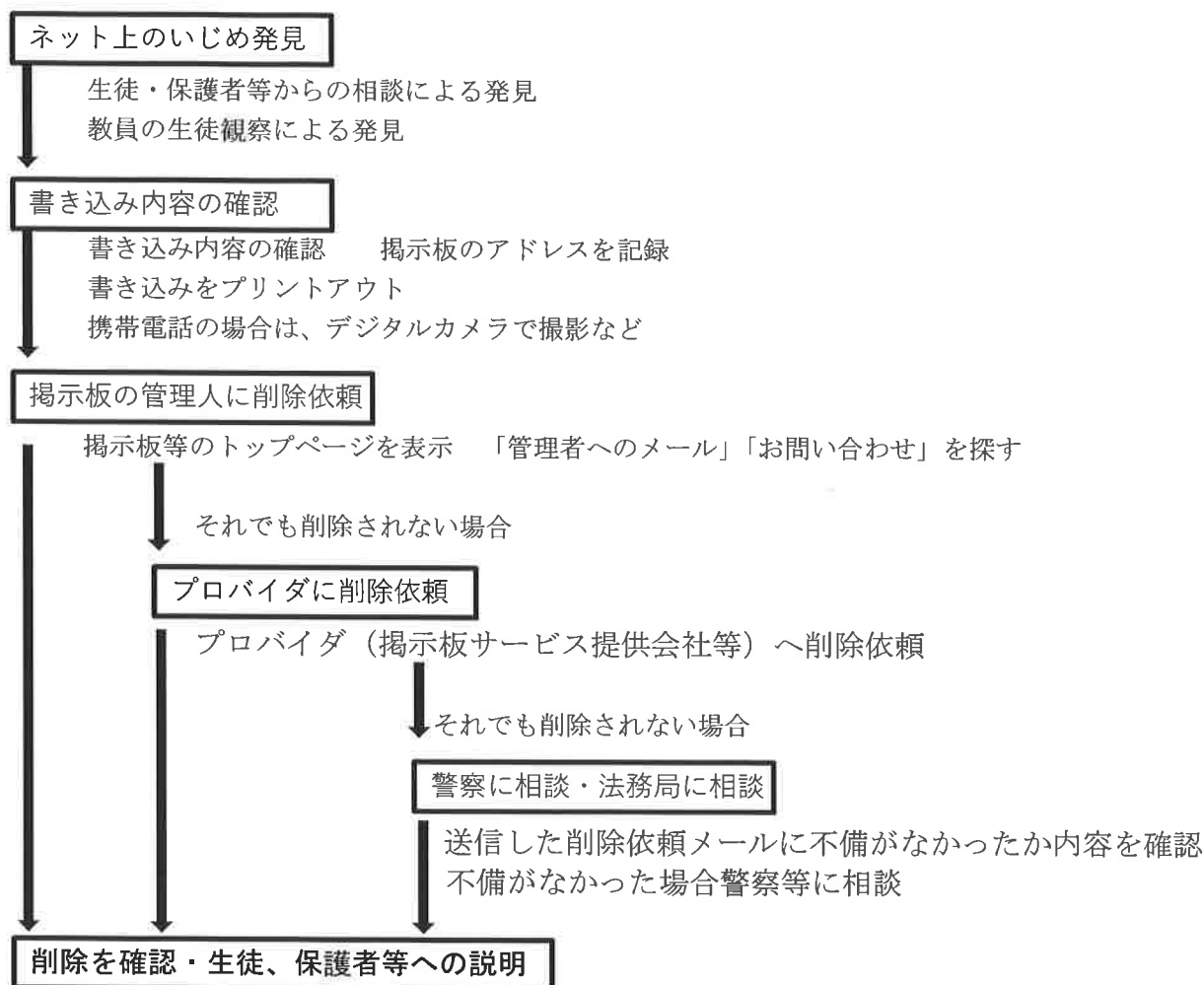
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。

〈早期発見の観点から〉

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

4 発見時の対応

① ネット上の書き込みや画像等への対応



② 被害生徒への対応

—いじめられた子どもを守り通すという意思一致のもとで。

- きめ細やかな相談。スクールカウンセラーとも連携。
- 被害児童生徒の立場に寄り添った支援—紋切型でなく。

③ 被害生徒への対応

V-3-①の注意

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

とともに次の配慮が必要

加害者自身がいじめの仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例もあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要

■ いじめ問題への取組チェックポイント

指導体制

学校組織においては、学校長のリーダーシップの下に、全教職員が一致協力して取り組む指導体制を確立する必要があります。

＜指導体制＞

- 学校長を中心に、全職員がいじめ問題の解決に向けて一致協力して対応しているか。
- いじめについての研修会を開き、職員間の共通理解を図っているか。
- 教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の育成に努めているか。
- 児童生徒が出すサインを見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
- いじめについての訴えがあった時、問題を軽視することなく的確に対応しているか。特に、「日頃から問題行動がない」、「学習成績がよい」等の理由から、対応が不十分になっていないか。

＜教育相談＞

- 児童生徒の悩みや要望を受け止めることのできる相談体制が機能しているか。
- 保健室や相談室の機能を十分に生かし、養護教諭や相談員等が得た情報を効果的に活用しているか。（秘密の保持）
- 教育相談体制が保護者にも十分応えられるようになっているか。
- 児童生徒の悩みが解消されるまで、継続的な事後指導を行っているか。
- 必要に応じて、専門機関との連携を図っているか。
- 学校に配置されているスクールカウンセラーや相談員等が十分機能し、活用されているか。

＜教育活動＞

- 全職員がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設けているか。
- 道徳や学活、ホームルームの時間等にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行っているか。
- 児童会・生徒会活動等において、いじめの問題との関わりで適切な指導や支援を行っているか。
- 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培ったりする活動を積極的に推進しているか。

＜家庭・地域との連携＞

- P T A や地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの根絶に向けた地域ネットワークづくりに努めているか。
- 家庭に対して、いじめの問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学校通信等を通じて家庭との緊密な連携を図っているか。
- 家庭に対して、生徒指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等について伝えているか。
- 必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力を行っているか。

■ いじめ問題への取組チェックポイント

学 校

教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発する小さなサイン（言葉や表情、しぐさ）を見逃さずに、早期に対応することが大切です。

＜読書・短学活＞

- 遅刻・欠席が増える。
- 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 表情がさえず、うつむきがちになる。
- 出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。

＜授業開始時＞

- 忘れ物が多くなる。
- 用具・机・椅子等が散乱している。
- 周囲が何となくざわついている。
- 一人だけ遅れて教室に入る。
- 席を替えられている。

＜授業中＞

- 頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
- 保健室によく行くようになる。
- グループ分けで孤立しがちである。
- 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
- テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。

＜休み時間＞

- 教室や図書室で一人である。
- 今まで一緒だったグループからはずれている。
- 訳もなく階段や廊下を歩いていたたり、用もないのに職員室に来たりする。
- 友だちと一緒にでも表情が暗い。オドオドした様子で友だちについていく。
- 理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたたりする。

＜給食時＞

- 机を寄せて席を作ろうとしない。
- その子どもが配膳すると嫌がられる。
- 食べ物にいたずらされる。（盛りつけをしない。わざと多く盛りつける）
- 食欲がない。
- 笑顔が無く、黙って食べている。

＜清掃時＞

- その子どもの机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
- その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
- 他の子どもと一人離れて清掃している。
- 皆の嫌がる分担をいつもしている。
- 目の前にゴミを捨てられる。

＜放課後＞

- 下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
- みんなの持ち物を持たされている。
- 通常の通学路を通らずに帰宅する。
- 靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。

＜その他＞

- 教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
- 叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
- 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
- 教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。
- 宿題や集金などの提出が遅れる。
- 刃物など、危険な物を所持する。

■ いじめ問題への取組チェックポイント

進学時
進級時

4月当初は所属する学級が新しくなって、集団内の互いの力関係や人間関係に変化が起きる可能性がある時期です。このような時期にも学級や子どもの様子を観察することが一層望まれます。学級内の子どもたちの人間関係は、それぞれ独自のものがあります。それらの特徴を見極め、理解しておくことが大切です。

〈表情・日常の行動の様子〈表情・日常の行動の様子〉〉

- 元気がない、顔色が悪い、食欲不振等の状態が続いている。
- 何かにおびえたり、人目を気にしたりしている様子が見られる。
- 話しかけても避けたり、急によそよそしい素振りを見せたりする。
- 教師に何か話したそうだが、話せないでいるような様子が見られる。
- 理由のはっきりしない遅刻・早退・欠席が増える。
- 席替えて特定の子を避けたりしている様子が見られる。
- 班編制で特定の子が避けられたり、なかなか班が決まらなかつたりしている。
- 保健室や相談室、職員室に行きたがる。
- 人目のつかない所（トイレや階段の上がり口等）にいることが多い。

〈身の回りのものの変化〉

- 机や椅子、ノート、かばん、ロッカー等へのいたずら書きをされる。
- 机や椅子、持ち物等が壊される。
- もの隠しや靴かくしがあつたり、持ち物がよけられたりする。

〈休み時間や給食時の様子〉

- 衣服や持ち物に汚れや靴の跡などが見られる。
- 一人ぼっちでいたり、いつも友だちの後ろについていたりしている。
- 一人だけ遅れて教室に入ってくる。
- 衣服の破れや、不自然な擦り傷、打ち身などが見られる。

〈学習面〉

- 発表するとヤジられたり、正しいことを言っても支持されない。
- 急に忘れ物が増える。
- 授業中うつむいていることが多くなつたり、発言が減つたりしている。
- 突然大きな声を出したり、奇抜なことを言つたりする様子が見られる。

■ いじめ問題への取組チェックポイント

家庭

保護者から、子どもの家庭の様子について以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要があります。

- 衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。(殴られた傷跡やあざなどを見られるのを避けるため)
- 買い与えたものが紛失したり、壊されたり、落書きされたりしている。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 食欲が無くなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされたりすることが多くなる。
- 表情が暗くなり、言葉数が減る。
- いらいらして反抗的になったり、急に口数が少なくなって元気がなくなったりする。
- 部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、考え事をしたりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟に反抗したり、ペットをいじめたり、物に八つ当たりする。
- 親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がったりする。
- 刃物など、危険な物を隠し持つようになる。
- 登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 学校を早退したり、用事もないのに帰宅時間が早くなったり遅くなったりする。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言ったりする。
- 親しい友人が来なくなり、見かけない者がよく訪ねて来る。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙・メールがくる。友人からの電話で急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- 投げやりで集中力が無くなる。ささいなことでも決断できない。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- 急激に成績が下がる。

■ 学校における教師の人権感覚チェックリスト

～見直してみましよう、あなたの人権感覚～

〈朝一番〉

- 欠席や遅刻を早めに把握し、対処していますか。
- 遅刻した生徒や、前日に欠席・早退した生徒に言葉かけをしていますか。

〈交友関係〉

- 生徒の交友関係を把握していますか。
- 仲間はずれや嫌がらせ、暴力などを把握し、すぐに対処していますか。

〈給食〉

- 「いただきます」等食材になった動植物や、調理した人への感謝の言葉を言わせていますか。
- 配膳・片づけ等で嫌な思いをする生徒がいないか気を配っていますか。

〈交友関係〉

- 生徒の交友関係を把握していますか。
- 仲間はずれや嫌がらせ、暴力などを把握し、すぐに対処していますか。
- 生徒同士の相手を罵倒する言葉や暴言を黙認していませんか。

〈終礼・放課後・部活動〉

- 明日の意欲につながるような言葉かけをしていますか。
- 部活動で行き過ぎた上下関係がないか気をつけていますか。
- 部活で失敗した生徒を指導する際、生徒の人格を否定するような叱り方や自信を失わせるような叱り方をしていませんか。

〈授業時〉

- 授業の開始、終了時間を守っていますか。
- 空席の生徒の確認をしていますか。
- 教師の期待とずれた生徒の答えを尊重しようとしていますか。
- 「こんなこともできないのか」など自尊心を傷つけるような言い方をしていませんか。
- 失敗があった時、失敗を笑うものを黙認せず、注意していますか。

〈生徒に接する時〉

- 生徒の話を親身に聞いていますか。
- 人格を否定するような注意をしていませんか。
- 生徒を先入観で悪く評価してしまうことはありませんか。
- 兄弟姉妹と比較してほめたりけなしたりしていませんか。
- 生徒の欠点ばかり見ず、良さに目を向けるよう努力していますか。
- 失敗した生徒のことを、他の学級で例えとして話していませんか。
- 「がんばれ」ではなく「がんばっているね」と生徒の努力を認めるように心がけていますか。

〈その他〉

- 文書や懇談会などで使う言葉を配慮していますか。
- 個人情報の管理はしっかりできていますか。